

令和元年9月30日（月）

午後3時

上下水道局3階 会議室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第16号 職員の分限処分について

報告第17号 令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

議決事項

議案第31号 平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について

議案第32号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第33号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について

議案第34号 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果の公表について

議案第35号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

秋元委員

8月・9月教育委員会一般事務報告

(8月20日～9月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
8	23	金	大阪府都市教育長協議会(2日目)	夏季研修会	ホテルアウイーナ大阪
	25	日	第73回大阪府総合体育大会(第2日目)	大会	大阪府北ブロック
	26	月	教育行政事務の点検及び評価に関する会議	事務の点検及び評価	議会棟5階 第2委員会室
			令和元年度生活指導夏季研修会全体会	実践報告及び講演会	エスポアール
	27	火	寝屋川教育フォーラム2019	講演会等	市民会館
	28	水	校長役員会	9月校長会の案件について	総合教育研修センター
	29	木	教育行政事務の点検及び評価に関する会議	事務の点検及び評価	本庁2階 特別会議室1
			学童水泳記録会	5、6年児童による水泳記録会	市内各小学校
			令和元年度第3回社会教育委員会会議	1. 社会教育部所管事業について、2. 全国社会教育研究大会(兵庫大会)について、3. その他	議会棟5階 第2委員会室
	30	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
9	1	日	第73回大阪府総合体育大会(第3日目)	大会	大阪府北ブロック
	2	月	9月市議会定例会(第1日目)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	水	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
	8	日	第73回大阪府総合体育大会(予備日)	大会	大阪府北ブロック
			市民体育大会バウンドテニスの部	大会	市民体育館
	9	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採択	議会棟4階 第1委員会室
	10	火	第1回寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	委嘱状の交付、審議会	議会棟4階 第1委員会室
	11	水	9月市議会定例会(第2日目)	一般質問	市議会議場
	12	木	9月市議会定例会(第3日目)	一般質問	市議会議場
	13	金	9月市議会定例会(第4日目)	一般質問	市議会議場
	15	日	市民体育大会レスリングの部兼寝屋川大会	大会	市民体育館
	18	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	木	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟5階 第2委員会室
	23	月	市民ウォーキング	ウォーキングイベント	寝屋川市役所～淀川新橋～茨木市文化財資料館
	24	火	9月市議会定例会(第5日目)	委員長報告、追加事件即決、継続審査	市議会議場

月	日	曜	行事名	内容	場所
9	26	木	校長役員会	10月校長会の案件について	総合教育研修センター
			令和元年度第4回社会教育委員会会議	1. 社会教育部所管事業について、2. その他	議会棟5階 第2委員会室
	28	土	中学校体育大会（9校）	体育大会	第二、第四、第五、第六、第七、第八、第十、友呂岐、中木田
	29	日	小学校運動会（11校）	運動会	西、南、成美、池田、啓明、三井、神田、堀溝、和光、国松緑丘、宇谷
	30	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会9月定例会		上下水道局3階 会議室

10月教育委員会行事計画書

(10月1日～10月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	2	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	4	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウィーナ大阪
	6	日	幼稚園運動会(5園)	運動会	北、中央、南、神田、啓明
	8	火	予算決算常任委員会(文教生活分科会)	平成30年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定等	議会棟5階 第2委員会室
	10	木	大阪府総合体育大会総合閉会式	閉会式典等	大阪学院大学
			第2回寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	審議会	議会棟5階 第2委員会室
	16	水	予算決算常任委員会(後期全体会)	総括質疑・討論・採択	議会棟4階 第1委員会室
	18	金	幼稚園・学校訪問		
	20	日	2019エンジョイフェスタinねやがわ	スポーツイベント	打上川治水緑地
	21	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	木	近畿都市教育長協議会研究協議会(～25日)	研修会	滋賀県高島市
	28	月	教育委員会10月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	31	木	新・BS日本のうた	NHK歌番組公開収録	市民会館

報告第16号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和元年12月1日まで休職を命ずる

令和元年9月2日

寝屋川市教育委員会

報告第17号

令和元年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和元年10月17日発令

異 動 内 示	異 動 職 員	
	氏 名	現 所 属 ・ 補 職 等
人・ふれあい部危機管理室次長兼監察課長	青木 俊治	社会教育部次長（青少年課担当）兼文化スポーツ室長兼課長
社会教育部次長（青少年課担当）兼文化スポーツ室長兼課長	倉崎 友行	経営企画部次長（広報広聴課担当）兼市長室長兼課長
市民生活部市民室萱島シティ・ステーション所長（課長待遇）	寺西 親弘	社会教育部文化スポーツ室課長兼寝屋川市立埋蔵文化財資料館長
社会教育部文化スポーツ室課長兼寝屋川市立埋蔵文化財資料館長	山口 雅彦	人・ふれあい部危機管理室課長
経営企画部市長室係長	難波 克織	学校教育部学務課係長
学校教育部学務課係長	高見 恒治	監査事務局係長 公平委員会事務局係長（併任）

議案第31号

平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価  
の結果について

平成30年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に  
関する報告書の作成について、教育委員会の議決を求める。

令和元年9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、市議会に  
報告書を提出するとともに、市民に公表するため。

議案第32号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年 9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部改正を行うため。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第14条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条を次のように改める。

（保育料）

第16条 園児の保育料は無料とする。

第17条及び第18条を削り、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

# 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

No.1

改正案	現行
<p>第2条 寝屋川市が設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の収容最大員数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 幼稚園の募集人員は、毎年、教育長が前項に規定する員数の範囲内で定める。</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入園許可決定を取り消し、又は退園を命じることができ。</p> <p>(1) 園児が条例第3条に規定する入園資格を有しなくなつたとき。</p> <p>(2) 園児の保護者が園児を1か月以上無断で欠席させたとき。</p> <p>(3) 保護者が法令、条例若しくはこの規則の規定又は教育委員会所若しくは園長の指示に従わないとき。</p> <p>第16条 園児の保育料は無料とする。</p>	<p>第2条 寝屋川市が設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の収容最大員数は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 幼稚園の募集人員は、毎年、教育長が前項に規定する員数の範囲内で定める。</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入園許可決定を取り消し、又は退園を命じることができ。</p> <p>(1) 園児が条例第3条に規定する入園資格を有しなくなつたとき。</p> <p>(2) 保育料を教育委員会が指定する日までに納付しないとき。</p> <p>(3) 園児の保護者が園児を1か月以上無断で欠席させたとき。</p> <p>(4) 保護者が法令、条例若しくはこの規則の規定又は教育委員会所若しくは園長の指示に従わないとき。</p> <p>第16条 第16条 園児の保育料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 月途中の入退園に係る保育料は、次の各号に定める算式により計算した額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 月途中入園 別表第2に定める保育料×当該入園月の入園日以後の開園日数（20日を超える場合は、20日）／20日</p>

## 改正案

## 現行

- (2) 月途中退園 別表第2に定める保育料×当該退園月の退園日以前の開園日数(20日を超える場合は、20日)÷20日
- 3 幼稚園の休園若しくは教育の停止又は園児の欠席により教育を受けなかったときの保育料額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保育料額とする。
- (1) 幼稚園の休園(夏休み等の長期休園を除く。次号において同じ。)若しくは教育の停止又は園児の欠席により、連続して15日以上教育を受けなかったとき 別表に定める保育料の半額
- (2) 幼稚園の休園若しくは教育の停止又は園児の欠席により、その月の全日数教育を受けなかったとき(教育を受けなかった日が2の月にわたる場合は、連続して30日以上教育を受けなかったとき。) 0円
- 4 教育委員会は、保護者の保育料を決定し、又は変更したときは、その旨を当該保護者及び当該園児が利用する幼稚園の長に通知するものとする。
- 5 保育料は、当該月分をその月末までに納付しなければならぬ。ただし、月の21日以降に入園したときは、入園した翌日から起算して10日目をもって納付の期限とする。
- 6 前項の規定により納付の期限とされた日が次の各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日をもって、納付の期限とする。

改正案	現行
	<p>(1) <u>日曜日又は土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月31日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>7 <u>既納の保育料は、返還しない。ただし、第2項第2号又は第3項第1号若しくは第2号の規定により保育料額が変更された場合において、その月の保育料が既に納付されているときは、既納の額と変更後の保育料の額との差額を還付する。</u></p> <p>8 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定に基づき、保育料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定に基づき、寝屋川市条例（平成16年寝屋川市条例第23号）第48条第1項の規定（以下「市民税の減免規定」という。）により、保護者が当該年度の市民税を減免されたとき（4月分から8月分までの保育料に限る。）。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、特別の事由があると認めるとき。</u></p> <p>9 <u>前項の場合において、既納の保育料の額が減額した後の保育料の額を超えるときは、第7項本文の規定にかかわらず、その差額を還付するものとする。</u></p>

改正案	現行																
<p>第 17 条 幼稚園の管理運営については、寝屋川市立小学校及び 中学校の管理運営に関する規則(昭和 33 年寝屋川市教委規則 第 14 号) 第 6 条から第 10 条まで、第 13 条及び第 17 条の規 定を準用する。</p> <p>第 18 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則につい て必要な事項は、学校教育部長が定める。</p> <p>別表 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1109 1142 1332 2027"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>収容最大員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td> <td>210 人</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立中央幼稚園</td> <td>175 人</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立南幼稚園</td> <td>245 人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	収容最大員数	寝屋川市立北幼稚園	210 人	寝屋川市立中央幼稚園	175 人	寝屋川市立南幼稚園	245 人	<p>10 園児の保護者は、第 7 項ただし書又は前項の規定による還 付を請求するときは、教育委員会に幼稚園保育料還付請求書 を提出しなければならない。</p> <p>第 17 条 保育料の減免を受けようとする者は、幼 稚園保育料減免申請書を教育委員会に申請しなければなら ない。</p> <p>第 18 条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたとき は、これを審査し、その可否を幼稚園保育料減免措置決定・ 不決定通知書により申請者に通知する。この場合において、 減免を認めないときは、通知書にその理由を付すものとす る。</p> <p>第 19 条 幼稚園の管理運営については、寝屋川市立小学校及 び中学校の管理運営に関する規則 (昭和 33 年寝屋川市教委 規則第 14 号) 第 6 条から第 10 条まで、第 13 条及び第 17 条 の規定を準用する。</p> <p>第 20 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則につい て必要な事項は、学校教育部長が定める。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1109 212 1332 1097"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>収容最大員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td> <td>210 人</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立中央幼稚園</td> <td>175 人</td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立南幼稚園</td> <td>245 人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	収容最大員数	寝屋川市立北幼稚園	210 人	寝屋川市立中央幼稚園	175 人	寝屋川市立南幼稚園	245 人
名称	収容最大員数																
寝屋川市立北幼稚園	210 人																
寝屋川市立中央幼稚園	175 人																
寝屋川市立南幼稚園	245 人																
名称	収容最大員数																
寝屋川市立北幼稚園	210 人																
寝屋川市立中央幼稚園	175 人																
寝屋川市立南幼稚園	245 人																

改正案

寝屋川市立神田幼稚園	210人
寝屋川市立啓明幼稚園	210人

現行

寝屋川市立神田幼稚園	210人
寝屋川市立啓明幼稚園	210人

別表第2 (第16条関係)

各月初日の園児の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		
区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯	0円	0円	0円
	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	0円	0円	0円
	2 一般世帯 (上記以外の世帯をいう。以下同じ。)	3,000円	0円	0円

改正案

現行

C A 階層及び B 階層を除 き、市町村 民税所得割 課税額が 7 7,100 円以 下の世帯	1 母子・父子世帯、 障害者世帯及び 生活困窮世帯	3,000 円	0 円	0 円
2 一般世帯		8,000 円	4,000 円	0 円
D A 階層を除き、市町村民税所得割 課税額が 77,100 円を超える世帯		10,000 円	5,000 円	0 円

備考

- 1 世帯構成員の 2 人以上に所得がある場合は、父母及び父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 市町村民税の課税額は、4 月分から 8 月分までの保育料については前年度の、9 月分から 3 月分までの保育料については当該年度のものとし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は、適用しないものとし、市民税の減免規定により市民税の減免があった場合には、減免後の額を所得割の額とする。
- 3 園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母となった

## 改正案

## 現行

女子又は父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当し、当該父母から申出があつたときは、当該父母の市町村民税額については、当該父母を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫であるとみなし、同法第 295 条第 1 項第 2 号並びに第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項の規定の例により算定するものとする。

4 園児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有しているものとみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

5 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。

「障害者世帯」とは、次に掲げる見（者）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する世帯をいう。

## 改正案

## 現行

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金等の受給者
- 「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると教育委員会が認めたと世帯をいう。
- 6 「第1子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がい  
ない場合であつて、最年長者である園児（就園が1人だけであるときは、当該園児）をいう。
- (1) A階層、B階層及びC階層において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等にあたる者
- (2) D階層において、同一世帯において次に掲げる者
- ア 小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一の年齢である者

## 改正案

## 現行

- イ 法第7条第4項に規定する幼稚園に在園している者
- ウ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を利用している者
- エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を利用している者
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校の幼稚園に在園している者
- カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第43条の2に規定する児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則第6条の規定により児童心理治療施設とみなされる施設を含む。）に入所（通所）によるものに限る。）している者
- 7 「第2子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であって、当該園児を含めて次年長者である園児をいう。
- 8 「第3子以降」とは、第4項及び前項に規定する第1子及び第2子以外の園児をいう。
- 9 園児の保護者が児童福祉法第6条の4第1項の里親である場合は、当該園児の属する世帯の階層区分にかかわらず、当該園児に係る保育料は、0円とする。

改正案	現行
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和元年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u></p>	

議案第33号

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する  
規則について

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 邦夫

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部改正を行うため。

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える

（令和元年度における就園奨励費補助金及び保護者補助金の特例）

- 11 第3条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する就園奨励費補助金の額は、平成31年4月から令和元年9月までの間（以下「対象期間」という。）に設置者が減免した入園料及び保育料に相当する額（100円未満の端数があるときはその端数を四捨五入した額）とする。ただし、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。

別表に定める額×対象期間内における保育料の支払月数／12

- 12 第4条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する保護者補助金の額は、次に掲げる算式により算出された額（100円未満の端数があるときはその端数を四捨五入した額）とする。

別表に定める額×対象期間内における保育料の支払月数／12

（この規則の失効）

- 13 この規則は、令和2年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 寝屋川市私立幼稚園等保育料軽減補助金交付規則

No.1

改正案	現行
<p>第1条～第12条(略) 附則 1～10(略)</p> <p>(令和元年度における就園奨励費補助金及び保護者補助金の特例)</p> <p>11 第3条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する就園奨励費補助金の額は、平成31年4月から令和元年9月までの間(以下「対象期間」という。)に設置者が減免した入園料及び保育料に相当する額(100円未満の端数があるとすればその端数を四捨五入した額)とする。ただし、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。</p> <p>別表に定める額×対象期間内における保育料の支払月数／12</p> <p>12 第4条及び別表の規定にかかわらず、令和元年度に交付する保護者補助金の額は、次に掲げる算式により算出された額(100円未満の端数があるときはその端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>別表に定める額×対象期間内における保育料の支払月数／12</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>13 この規則は、令和2年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第12条(略) 附則 1～10(略)</p>

議案第34号

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果の公表について

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について  
決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年9月30日提出

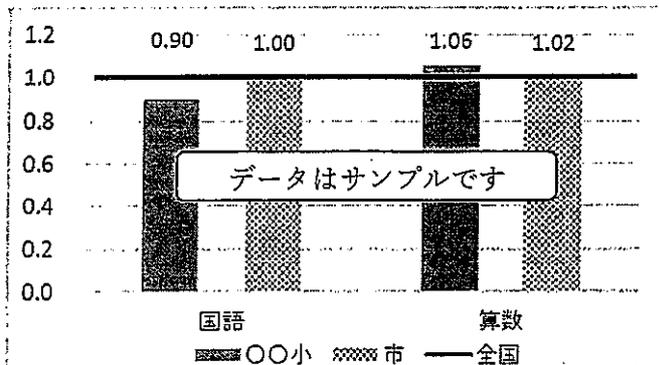
寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や市民に対して説明責任を果たすため。

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査について  
 △△中学校区 ○○小学校 第6学年

○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



○調査結果についての分析、今後の改善方策

【 国 語 】

【 算 数 】

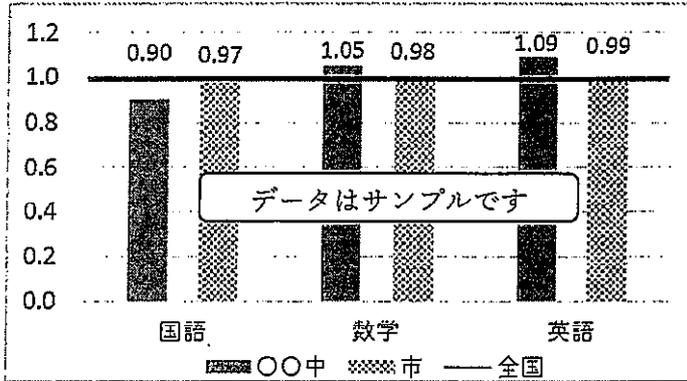
【質問紙調査】

○学力向上の取組

【 中学校区 】

【 学 校 】

平成31年度（令和元年度） 全国学力・学習状況調査について  
 △△中学校区 ○○中学校 第3学年



○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）

○調査結果についての分析、今後の改善方策

【 国 語 】

【 数 学 】

【 英 語 】

【質問紙調査】

○学力向上の取組

【 中学校区 】

【 学 校 】



議案第35号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する  
規則について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年9月30日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則は、本市の放課後子ども総合プラン運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めているが、より機能的で実質的な議論が推進できるよう、組織の委員構成について一部見直しを図ることから、本規則の条文の改正の必要が生じたため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部を改正する  
規則

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則（平成 27 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>留守家庭児童会関係者</u></p> <p>(6) <u>放課後子供教室関係者</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>社会教育関係者</u></p> <p>(6) <u>留守家庭児童会関係者</u></p> <p>(7) <u>放課後子供教室関係者</u></p> <p>(8) <u>放課後児童対策を所管する課における課長</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</u></p>